

●●● 贈与税について ●●●

昨年、雑誌等で報道された相続税及び贈与税の具体的改正については、今回見送られることとなりました。「令和4年度税制改正大綱」において、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、今後本格的な見直しが進められる旨が明記されました。現行の贈与税の制度は以下のとおりです。

《暦年課税制度と相続時精算課税制度》

	暦年課税	相続時精算課税
贈与税の計算方法	(贈与額－110万円)×累進税率 (10%～55%)	(贈与額－2,500万円)×一律20%
贈与者	誰でも可能(要件無し)	贈与をした年の1月1日において 60歳以上の父母または祖父母
受贈者	誰でも可能(要件無し)	贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上の推定相続人または孫
贈与者に相続が発生した場合 の相続税の課税関係	相続開始前3年以内に受けた贈与財産を 贈与時の価額で相続財産に加算する	相続時精算課税の適用を受けた全ての贈与 財産を贈与時の価額で相続財産に加算する
	相続財産に加算された贈与財産に係る贈与 税額を納めていた場合には、相続税額から その既に納めた贈与税額を控除する	相続時精算課税に係る贈与税を納めていた 場合には、相続税額からその既に納めた 贈与税額を控除する
制度の移行	相続時精算課税への移行はできる	暦年課税への移行はできない

《贈与税の非課税制度》

一定の要件を満たす場合には、以下の非課税となる制度があります

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度
- 婚姻期間が20年以上の夫婦の間で居住用の不動産を贈与した場合の配偶者控除制度
- 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度
- 直系尊属から結婚子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度

詳細については担当者にご確認下さい

お知らせ

「税制研究」No.81（再刊第41号）が2月末に発行されます。

購入ご希望の方はFAXにてお申し込み下さい。FAX：03-3359-4434



経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 静岡事務所
〒422-8008
静岡県静岡市駿河区栗原6番25号
静鉄栗原ビル3階
TEL. 054-294-7735

◆ 四谷 税研ビル
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
TEL. 03-3351-7401

あとがき

コロナとの生活も3年目に入りました。

この間に生じた政治と金、貧困格差、環境エネルギー、外交、医療等の様々な問題は時が止まったかのようになら対策がなされていないように思います。

以前の日常生活が幸せだったのだと痛感している今、子供たちが明るい未来への希望を持てるように、自粛生活の中でよく考えてみたいと思います。

(下村)

税研ネットワーク



税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



富士山(撮影 斉藤聖)

変わる働き方、変わらない人の大切さ

代表社員 櫻木 敦子

2022年は働き方に関する法律が中小・中堅企業にも適用される年になります。女性活躍推進法が4月から、短時間労働者に対する社会保険適用が10月から拡大されます。

女性活躍推進法は、事業主に対して、女性の活躍状況の把握や課題分析、数値目標の設定、行動計画策定届の労働局への届出、公表などが求められる法律で、従業員数300人以下の事業主では努力義務とされましたが、改正によって対象が101人以上の事業主に拡大されます。取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受けた企業の取組内容を見ると、育児休暇や介護休暇の延長、時短制度、育児介護で退職した社員の再雇用制度、人材育成制度、男性社員の育児休業推進など、キャリアを中断せずに働き続ける環境を整備するものです。

一方、年金制度改正法により、パートやアルバイトでも要件を満たす場合には社会保険の被保険者となるよう、適用が拡大されます。現在は従業員数500人超の事業所のみに適用されていますが、2022年10月以降は100人超に、2024年10月以降は50人超に拡大されます。所定労働時間が週20時間以上かつ賃金月額が8.8万円以上などの要

件を満たすと加入が義務となり、企業によっては社会保険料が大幅に増えることになります。しかし、デメリットばかりではありません。これまで配偶者の保険の扶養の範囲内で働くため年間130万円以内で勤務時間を調整していた従業員が、社会保険に入るなら働く時間を増やして仕事への責任や、やりがいをも求めキャリアアップを目指すことができれば、企業にとって大きなプラスになります。

2020年分民間給与実態統計調査(国税庁)によると、1年を通じて勤務した給与所得者数は男性3,077万人(うち非正規372万人)、女性2,168万人(うち非正規831万人)となっています。今回の改正で、様々な事情で非正規を自ら選択していた人たちの働き方の選択肢が増えることを願います。

コロナ禍によるテレワークやweb会議などで人との関わりが薄くなり、ちなみだからこそ、人と人とのつながり、人の重要性を感じます。今後人口が減少し続ける中、人材の確保はますます重要になります。今回の改正を「義務」としてではなく、人材確保の新たな機会だと受け止めて対応することも大切だと感じます。

2022年度 税制改正大綱Topics

「令和4年度税制改正大綱」は岸田首相の方針に沿って、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」を基本理念とし、「新しい資本主義」の実現に取り組むこととしています。

そのために企業は研究開発や人的資本等への投資を強化し、中長期的に収益力を高め、その収益を更なる投資や株主・従業員・下請けを含む多様なステークホルダーへ循環させることを通じて、持続的な成長を達成するという本来の使命を果たすことが必要不可欠であると表明しています。

人材確保等促進税制の見直し

新規雇用重視から長期的な賃上げ重視に見直しとなり、税額控除率は現行の**最大20%から30%へ**と拡大されます。

青色申告書を提出する企業(個人事業主を含む)が対象となります。

		改正前	改正案	
適用年度		2021年4月1日から2023年3月31日 までに開始する各事業年度	2022年4月1日から2024年3月31日 までに開始する各事業年度	
適用要件		①雇用者給与等支給額が前年度を上回る ②新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額が 前年度より2%以上増加	継続雇用者給与等支給額が 前年度より3%以上増加	
税額 控除 額	上乗せなし	控除対象 新規 雇用者給与等支給額×15% (雇用者給与等支給額の増加額が上限)	控除対象雇用者給与等支給増加額× 15%	
	上乗せあり	適用要件	適用要件Ⅰ	適用要件Ⅱ
		教育訓練費が前年度より20%以上増加	教育訓練費が前年度より 20%以上増加	継続雇用者給与等支給額が 前年度より4%以上増加
		税額控除額	税額控除額	税額控除額
		控除対象 新規 雇用者給与等支給額×20%	控除対象雇用者給与等 支給増加額× 20%	控除対象雇用者給与等 支給増加額× 25%
			上記ⅠとⅡ両方を満たす場合の税額控除額	
		控除対象雇用者給与等支給増加額× 30%		
税額控除額の上限		法人税額または所得税額の20%		

所得拡大促進税制の見直しと延長

適用要件に変更はなく、適用期限が1年延長（2024年3月31日まで）となり、税額控除率は現行の**最大25%から40%へ**と拡大されます。

青色申告書を提出する中小企業者等(個人事業主を含む)が対象となります。

		改正前	改正案	
適用年度		2021年4月1日から2023年3月31日 までに開始する各事業年度	2022年4月1日から2024年3月31日 までに開始する各事業年度	
適用要件		雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加		
税額 控除 額	上乗せなし	雇用者給与等支給額の前年度からの増加額× <u>15%</u> (調整雇用者給与等支給額の増加額が上限)		
	上乗せあり	適用要件	適用要件Ⅰ	適用要件Ⅱ
		・雇用者給与等支給額が前年度より2.5%以上増加 ・下記のいずれかを満たす場合	教育訓練費が前年度より 10%以上増加	雇用者給与等支給額が前 年度より2.5%以上増加
		①教育訓練費が前年度より10%以上増加 ②経営力向上計画の認定を受け、経営力向上の証明が必要	税額控除額	税額控除額
			雇用者給与等支給額の前 年度からの増加× <u>25%</u>	雇用者給与等支給額の前 年度からの増加額× <u>30%</u>
		税額控除額	上記ⅠとⅡ両方を満たす場合の税額控除額	
	雇用者給与等支給額の前年度からの増加額×25%	雇用者給与等支給額の前年度からの増加額× <u>40%</u>		
税額控除額の上限		法人税額または所得税額の20%		

少額減価償却資産の改正と延長

取得価額30万円未満である減価償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)用の資産が除外されます。

青色申告書を提出する中小企業者等(個人事業主を含む)が対象となります。

制度	取得価額	取得価額の取り扱い	対象資産	
			改正前	改正案
少額の減価償却資産	10万円未満	全額損金算入	事業用	事業用 (貸付け用を除く)
一括償却資産	10万円以上20万円未満	3年間で均等償却		
中小企業者等の少額減価償却資産	30万円未満	全額損金算入 (1事業年度で300万円限度)		

中小企業者等の少額減価償却資産については、適用期限が2年延長(2024年3月31日まで)となります。

住宅ローン控除の見直しと延長

住宅借入金等を有する場合の所得税額控除について、適用期限が2025年12月31日まで延長となり、控除率が1.0%から0.7%に縮小されます。

適用対象者の所得要件が現行の3,000万円以下から2,000万円以下に引き下がります。

◀新築等取得の場合▶

		居住開始年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅等	認定住宅	2022年～2023年	5,000万円	0.7%	13年
		2024年～2025年	4,500万円		
	ZEH水準 省エネ住宅	2022年～2023年	4,500万円		
		2024年～2025年	3,500万円		
	省エネ基準 適合住宅	2022年～2023年	4,000万円		
		2024年～2025年	3,000万円		
認定住宅等以外		2022年～2023年	3,000万円	10年	
		2024年～2025年	2,000万円		

- 認定住宅・・・国から認められた減税措置が受けられる住宅
- ZEH水準省エネ住宅・・・つくるエネルギー(太陽光発電)が消費電力を上回ることを目指した住宅
- 省エネ基準適合住宅・・・断熱と日射遮蔽の効果を向上させ、環境問題改善に努める事を目的とした住宅

◀中古住宅の取得の場合▶

原則として認定住宅等は借入限度額が3,000万円、認定住宅等以外は2,000万円となります。

控除率は0.7%、控除期間は一律10年となります。

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し

株式保有割合が3%未満の個人株主も、株式保有割合が同族会社と合計で3%以上になる場合について、総合課税の対象となります。

2023年10月1日以後の配当について適用となります。

株式保有割合	課税方法
同族会社と合計で3%未満	①申告不要 ②申告分離課税 ③総合課税 いずれかを選択できます
同族会社と合計で3%以上	総合課税

※本誌は「令和4年度税制改正大綱」(2021年12月10日与党公表)に基づいて作成しており、情報の提供を目的として一般的な取り扱いをまとめたものです。

このため、今後当該大綱に沿って作成される法案は本誌とは異なる内容となる場合があります。